

砂川市条例第5号
令和8年3月18日

砂川市畑地かんがい用水施設管理条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市畑地かんがい用水施設管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市内の畑地における営農に必要な用水の確保及び配水をするため、北海道が土地改良事業で整備し、市が移譲を受けた畑地かんがい用水施設（以下「畑かん施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「畑かん施設」とは、揚水機場（取付護岸、取水口、導水路等をいう。）、用水設備、給水設備、リールマシン等の施設をいう。

(名称及び用水区域)

第3条 畑かん施設の名称及び用水区域は、次のとおりとする。

名 称	用水区域
砂川市袋地地区かんがい用水施設	砂川市北光の一部（畑かん施設の整備完了区域）

(使用対象者)

第4条 畑かん施設を使用できる者は、畑かん施設によって利益を受ける者であって、土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有するものとする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 畑かん施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、畑かん施設の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、畑かん施設を使用させることにより次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 施設の機能又は効用に重要な影響が発生すると認めるとき。
- (2) 施設又はその設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の使用目的に反すると認めるとき。

(使用内容の変更)

第6条 前条第1項の規定による許可を受け、畑かん施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、善良な注意義務をもって、畑かん施設を使用しなければならない。

- 2 使用者は、畑かん施設を破損した場合は速やかに市長に届け出るとともに、市長の指示するところにより、適切な措置を講じなければならない。

(施設の布設替、改修等)

第8条 使用者は、畑かん施設の布設替、改修等（次条において「布設替等」という。）の工事を行おうとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(工事費用の負担)

第9条 第7条第2項の措置及び前条の布設替等の工事に要する費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該費用の全部又は一部を市が負担することができる。

(使用の中止)

第10条 使用者は、畑かん施設の使用を中止する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(給水の制限又は停止)

第11条 市長は、畑かん施設による給水を制限し、又は停止しようとする場合は、その日時及び区域を定めて、使用者に周知するものとする。

- 2 前項に規定する給水を制限し、又は停止したことにより使用者に損害が生じた場合にあっては、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 畑かん施設の使用については、使用料を徴収しない。

(管理業務の委託)

第13条 市長は、畑かん施設の管理業務の全部又は一部を、畑かん施設の利用者により組織された組合に委託することができる。

- 2 前項に規定する組合は、受託した管理業務に要する費用を負担するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。